

道央廃棄物処理組合焼却施設
管理運営事業

基本協定書

(案)

令和4年12月

道央廃棄物処理組合

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業
基本協定書（案）

道央廃棄物処理組合（以下「発注者」という。）と【 】グループの代表企業である【 】（以下「代表企業」という。）、代表企業以外の構成企業である【 】、【 】及び【 】（以下、代表企業と併せて「構成企業」という。）及び協力企業である【 】、【 】及び【 】（以下「協力企業」といい、代表企業、構成企業及び協力企業を総称して「優先交渉権者」という。）は、以下の通り、基本協定書（案）（以下「本協定書」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業（以下「本事業」という。）に関する優先交渉権者の決定を確認すること、および発注者と本事業の遂行者（以下「運営事業者」という。）との間で締結される運営業務委託契約の締結に向けて発注者と優先交渉権者双方の協力について定めることを目的とする。

（基本的合意）

- 第2条 発注者は、【 】グループの代表企業たる【 】、構成企業たる【 】、【 】及び【 】及び協力企業たる【 】、【 】及び【 】を、本業務の実施に関して、優先交渉権者として決定する。
- 2 優先交渉権者は、道央廃棄物処理組合焼却施設の運営・維持管理に係る業務（以下「運営業務」という。）を実施する運営事業者の選定手続において、発注者が募集要項、要求水準書、募集要項等に係る質問回答書（発注者が令和〇年〇月〇日及び〇月〇日付で公表したもの。以下同じ。）の関連する記載及び競争的対話の質問回答書（発注者が令和〇年〇月〇日付で公表したもの。以下同じ。）等に提示した条件（以下「提示条件」という。）を遵守のうえ、発注者に対して事業提案書を提出したものであることを確認する。
- 3 優先交渉権者は、事業提案書の一部が提示条件に合致しない場合には、発注者がその裁量によりこれを判断することを確認する。
- 4 優先交渉権者は、運営業務委託契約の締結前であっても、運営事業者の責任で運営業務のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲において当該準備行為に協力するものとする。

（業務内容の確認）

第3条 優先交渉権者は、運営業務を提示条件及び事業提案書に従って問題なく履行することを示すため、別紙1道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業内容確認書（以下「業務内容確認書」という。）を発注者へ提出することとする。業務内容確認書は令和〇年〇月〇日までに発注者へ提出するものとする。

（運営業務委託契約についての協議）

- 第4条 発注者及び優先交渉権者は、提示条件、事業提案書及び運営業務委託契約書（案）に基づき、運営業務委託契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、可及的速やかな運営業務委託契約の締結に向けて最大限の努力を行うものとする。
- 2 発注者及び優先交渉権者は、運営業務委託契約に関し、提示条件及び事業提案書によっ

ても不確定な事項については、募集要項等において示された運營業務の目的に照らし協議するものとする。

3 発注者及び優先交渉権者は、別紙2に記載のスケジュールに従って、令和〇年〇月〇日までに、運營業務委託契約を締結することを目途とし、協議するものとする。

4 運營業務委託契約の締結前に、次の各号のいずれかの事由が発生した場合、発注者は、本協定書を解除し、かつ運營業務委託契約を成立させないことができるものとする。

(1) 優先交渉権者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者が構成事業者である事業者団体（以下、優先交渉権者と総称して「優先交渉権者等」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が優先交渉権者等に対して行われたときは、優先交渉権者等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本協定書又は本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募が行われたものであり、かつ、本事業が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 優先交渉権者又はその代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定したとき。

(5) 優先交渉権者又はその代表者、役員等（会社法（平成17年法律等86号）第423条第1項にいう役員等をいう。以下同じ。）若しくは使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

(6) 優先交渉権者の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(7) 優先交渉権者について、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(8) 優先交渉権者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき。

- (9) 優先交渉権者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (10) 優先交渉権者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) 優先交渉権者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号から第10号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (12) 優先交渉権者が、第6号から第10号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が優先交渉権者に対して当該契約の解除を求め、優先交渉権者がこれに従わなかったとき。
- (13) 優先交渉権者が、優先交渉権者が決定されるまでの期間において、募集要項第5章1.に基づき設置される審査機関の委員等の本事業に係る優先交渉権者の選定手続の関係者と不正な接触等を行っていたことが発覚したとき。
- 5 前項に基づき本協定書が解除され、運營業務委託契約が成立しなかったことにより発注者に生じた損害について、発注者は、いずれかの又は全ての優先交渉権者に対して損害賠償を請求することができる。この場合、全ての優先交渉権者は、構成する企業と連帯して損害賠償債務を負担するものとする
- 6 発注者及び優先交渉権者は、運營業務委託契約締結後も運營業務の遂行のために協力するものとする。

(運營業務委託契約の不成立)

第5条 発注者及び優先交渉権者は、運營業務委託契約の締結に至らなかった場合、既に発注者及び優先交渉権者が運營業務の準備に関して支出した費用を各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、運營業務委託契約の締結に至らなかったことに帰責事由があるときは、相手方に対して、損害賠償債務を負う。なお、優先交渉権者側に帰責事由がある場合には、優先交渉権者全員は、連帯して損害賠償債務を負担するものとする。

(本協定書の有効期限)

第6条 本協定書の有効期間は、本協定書の締結の日から運營業務委託契約締結の本契約が効力を生じた日又は運營業務委託契約の締結に至らないことが確定した日までとする。

(秘密保持)

第7条 発注者及び優先交渉権者は、本協定書に関連して相手方から秘密情報として受領した情報(本協定書に基づき、当該情報の帰属主体が被開示者になるものを除く。)(以下、「秘密情報」という。)を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本協定書の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定書に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1)本協定書で公表、開示等することができると規定されている情報

- (2)開示の時に公知である情報
 - (3)相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (4)相手方に対する開示の後に、発注者又は優先交渉権者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (5)発注者及び優先交渉権者が、本協定書に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び優先交渉権者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の事前の書面による承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する通知を行うことが、第2号に基づく法令等に従った開示又は第3号に基づく官公書への開示に支障を来たす場合は、かかる通知を行うことを要さない。
- (1)弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2)法令等に従い開示が要求される場合
 - (3)権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4)発注者又は優先交渉権者との間で守秘義務契約を締結した、道央廃棄物処理施設焼却施設管理運営事業者選定支援業務受託者及び本事業に関する発注者又は優先交渉権者からのその他の業務受託者に開示する場合
 - (5)本事業の実施に必要な範囲で、発注者の関係機関及び関係者に開示する場合
 - (6)発注者が、本事業に関する業務を優先交渉権者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(準拠法及び裁判管轄)

第8条 本協定書は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定書に関する紛争は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特別目的会社 (SPC) の設立) [本件 SPC を設立する場合に該当]

第9条 構成企業は、会社法 (平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)の規定による株式会社として、運營業務の受託者となる特別目的会社 (以下「本件 SPC」という。)を設立する場合は、以下の規定を順守する。

- 2 構成企業は、本協定書締結後、運營業務委託契約の締結までに、本件 SPC を本店を組合構成市町 (北海道千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町をいう。以下同じ。)内に設立し、その履歴事項全部証明書及び定款の原本証明付写しを発注者に提出するものとする。本件 SPC の設立後、定款が変更された場合又は履歴事項全部証明書の記載内容の変更があった場合も同様とする。
- 3 構成企業は、本件 SPC をして、発注者の事前の書面による承諾なく、運營業務委託契約において本件 SPC が担当すべきとされる運營業務以外の業務を行わせてはならないものとする。
- 4 構成企業は、本件 SPC の定款を、次の各号に従って作成しなければならないものとする。なお、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

- (1) 本件SPCの目的は、運營業務委託契約において運營業務者が担当すべきとされる運營業務の実施のみであること。
- (2) 本件SPCの本店は、組合構成市町内に所在すること。
- (3) 本件SPCの株式は譲渡制限株式の1種類とし、会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。
- (4) 会社法第108条第2項各号所定の定めがないこと。
- (5) 会社法第326条第2項に定める監査役の設置に関する定款の定めを規定すること。
- (6) 会社法第326条第2項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めを規定すること。
[以下、優先交渉権者から提案があった場合に適用]
- 【(7) 会社法第326条第2項に定める取締役会の設置に関する定款の定めを規定すること。】
- 【(8) 会社法第326条第2項に定める監査役会の設置に関する定款の定めを規定すること。】

5 構成企業は、本件SPCの設立及び運営について、次の各号に掲げる条件に従うものとし、かつ、事業期間（募集要項に規定する事業期間をいう。以下同じ。）にわたって次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 前項各号（第4号を除く。）に定める事項を本件SPCの定款に規定し、これらを発注者の事前の書面による承諾なくして削除し、その他本件SPCの定款を変更しないこと。前項第4号に定める事項を本件SPCの定款に規定しないこと。
- (2) 運營業務の開始前までに本件SPCの資本金を【 】円以上（事業提案による）とし、事業期間中これを維持すること。
- (3) 発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本件SPCの資本金及び株主の構成は別表記載のとおり維持すること。
- (4) 本件SPCの設立に当たり、代表企業及び本件SPCより運營業務のうち主たる業務の再委託を受ける企業が本件SPCの株主となること。
- (5) 全ての構成企業及び協力企業が本件SPCより運營業務の再委託を受けること。
- (6) 本件SPCに係る代表企業の議決権保有割合を、本件SPCの設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- (7) 発注者の事前の書面による承諾なくして本件SPCの株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、本件SPCをして、構成企業以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させず、また他の法人との合併、事業の譲渡、会社分割その他本件SPCの会社組織上の重要な変更をしてはならないこと。
- (8) 構成企業は、本件SPCが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、本事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して本件SPCへの追加出資又は融資及びその他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。
- (9) 構成企業は、本件SPCについて、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する倒産手続（外国法に基づくものを含む。）の開始原因を発

生させず、自ら又は第三者をして、これらの手続の申立てを行わないこと。

(10) 本件SPCが運營業務を実施するための人員の確保に協力すること。

(11) 構成企業は、第4項第1号及び第2号並びに本項第2号の定め反する運營業業者の本店所在地、運營業業者の目的、運營業業者の資本金額に関する定款変更を行う旨の株主総会議案に賛成しないものとする。

6 代表企業は、運營業務委託契約を締結する時までに、本件SPC設立時の取締役、監査役及び会計監査人並びに構成企業の保有する本件SPCの株式数を発注者に報告し、本件SPCの株主名簿（原本証明付写し）を発注者に提出する。本件SPCの設立後、取締役、監査役及び会計監査人の改選（再任を含む。）、並びに株主名簿の記載内容の変更があった場合も同様とする。

7 代表企業は、本件SPCの株主をして、本件SPC設立後遅滞なく、別紙3の様式の出資者誓約書を発注者に提出させる。本件SPCが第三者割当により増資した場合、本件SPCの株式が譲渡又は担保権の実行その他の処分により第三者に移転した場合等、株主に変動があった場合も同様とする。

（優先交渉権者の権利義務の譲渡）

第10条 優先交渉権者は、事前に発注者の書面による承諾を得なければ、本協定書上の地位及び本協定書にかかる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

（その他）

第11条 本協定書に定めのない事項については、発注者及び優先交渉権者が別途協議して定める。

（以下余白）

別表

本件SPCの資本金及び株主構成

[事業提案書の内容に従って記載します。]

別紙1（第3条関係）

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業内容確認書

道央廃棄物処理組合 管理者 山口 幸太郎 様

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業について、優先交渉権者【 】は、令和5年○月○日からの管理運営に係る業務の実施にあたり、問題なく履行できることを確認します。

令和5年○月○日

優先交渉権者 【 】

（代表企業）

商号又は名称【 】

住 所【 】

代表者職氏名【 】

（構成企業）

商号又は名称【 】

住 所【 】

代表者職氏名【 】

（構成企業）

商号又は名称【 】

住 所【 】

代表者職氏名【 】

（協力企業）

商号又は名称【 】

住 所【 】

代表者職氏名【 】

（協力企業）

商号又は名称【 】

住 所【 】

代表者職氏名【 】

別紙2（第4条3項関係）

道央廃棄物処理組合と優先交渉権者の運營業務委託契約締結までの予定は次のとおりである。

令和5年〇月〇日	基本協定書の締結
令和5年〇月〇日	運營業務委託契約の契約協議終了 (契約内容の確定)
令和5年〇月〇日	運營業務委託契約の締結

道央廃棄物処理組合 管理者 山口 幸太郎 様

出資者誓約書

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業（以下「本事業」という。）について、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）から運営業務の委託を受ける【_____】（以下「運営事業者」という。）に関し、運営事業者の株主である【_____, _____及び_____】（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、組合に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、本誓約書において用いられる用語は、本誓約書において別途定義される場合を除き、組合及び当社らの間で締結された●年●月●日付道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業基本協定書（以下「本協定書」といいます。）において定義される意味を有するものとします。

記

- 1 運営事業者が、●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本誓約書提出日現在有効に存在すること。
- 2 運営事業者の定款には、本協定書第9条第4項各号（同項第4号の規定を除く。）に定める事項が規定されていること。また、当社らは、組合の事前の書面による承諾なくして当該事項を削除せず、その他運営事業者の定款を変更しないこと。同項第4号に定める事項を運営事業者の定款に規定しないこと。
- 3 運営事業者の本日現在における資本金は、【金_____円】であること。
- 4 運営事業者の本日現在における発行済株式総数は【_____株】であり、うち、
【_____株を_____が、_____株を_____が、_____株を_____がそれぞれ保有していること。
- 5 当社らは、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、運営事業者の資本金及び株主の構成を、前二項記載のとおりとすること。
- 6 当社らは、運営事業者に対する当社ら以外からの出資は認めないこと。
- 7 当社らは、運営事業者に対する【_____】の議決権保有割合を、事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- 8 当社らは、組合の事前の書面による承諾なくして運営事業者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、運営事業者をして、当社ら以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させず、また他の法人との合併、事業の譲渡、会社分割その他運営事業者の会社組織上の重要な変更をさせないこと。

- 9 運営事業者が、自己株式、株式、新株予約権又は新株予約権付社債その他会社に対する株式その他の持分権に係る証券その他の権利を発行し、これらの権利に係る募集事項の決定を取締役若しくは取締役会その他株主総会以外の機関に対して委任し、又は定款を変更しようとする場合、当社らは、第7項記載の議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮し、組合の事前の書面による承諾を得た上で、これらの発行、委任又は定款変更を決定する株主総会において、その保有する議決権を行使すること。
- 10 当社らは、本事業の終了までの間、運営事業者の株式又は出資を維持し、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。また、これらの予約を含む。）を行わないこと。また、当社らは、当社らの一部の者に対して当社らが保有する運営事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、組合の事前の書面による承諾を得て行うこと。
- 11 当社らは、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して運営事業者への追加出資又は融資及びその他組合が適切と認める支援措置を講ずること。
- 12 当社らは、運営事業者について、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する倒産手続（外国法に基づくものを含む。）の開始原因を発生させず、自ら又は第三者をして、これらの手続の申立てを行わないこと。
- 13 当社らは、運営事業者が運営業務を実施するための人員の確保に協力すること。
- 14 当社らが、本事業に関して知り得た全ての情報について、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。
- 15 当社らは、本誓約書の提出をもって、本協定書〔第4条第5項、第5条及び第9条第5項第8号〕に基づく連帯債務を負担することを異議なく承諾すること。

所在地/住所【
会社名/代表者【氏名

】

】